

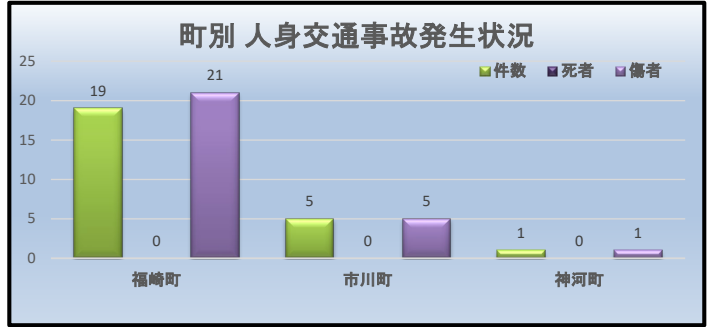
# 交通事故概況

[ 福 崎 警 察 署 ]

( 令 和 8 年 4 月 末 )

## 1 交通事故発生状況

		総数 (物+人)	物件	人身	傷者	死者
県下		49,175	44,749	4,426	5,117	43
増減			1,340	-103	-245	12
管内						
1月		101	96	5	5	0
2月		96	90	6	8	0
3月		107	100	7	7	0
4月		79	72	7	7	0
5月		0				
6月		0				
7月		0				
8月		0				
9月		0				
10月		0				
11月		0				
12月		0				
今月末		383	358	25	27	0
増減		24	36	-12	-22	0
前年同月		359	322	37	49	0
前年総数		1,166	1,062	104	130	1



## 2 管内の事故分析

### 当事者種別

当事者	車両	合計	自動車	自動二輪	原付	特定小型	自転車	歩行者	その他
第一当事者		25	23	0	2	0	0	0	0
第二当事者		25	13	2	0	0	4	4	2

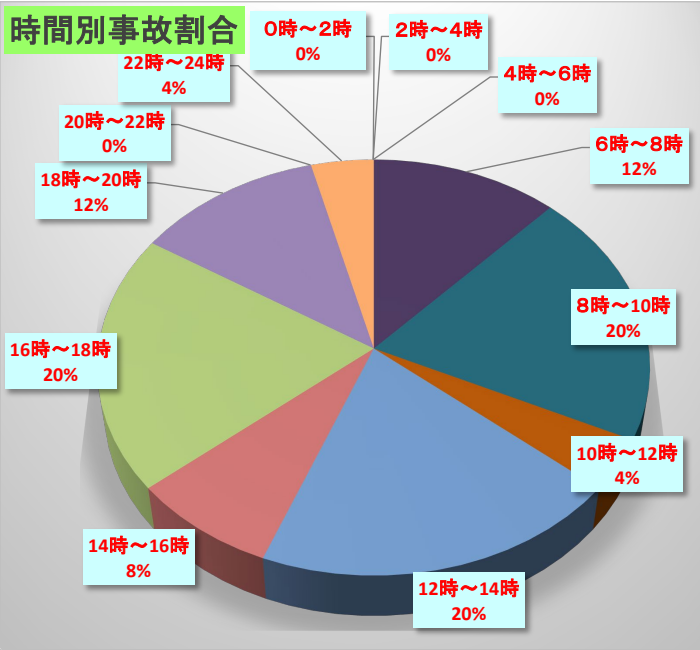
### 道路別

区分	合計	国道	県道	市町道	その他
令和8年	25	2	9	11	3
令和7年	37	7	15	14	1
増減数	-12	-5	-6	-3	2

### 年齢別

年齢	合計	15歳以下	16~24歳	25~64歳	65歳以上
第一当事者	25	0	2	14	9
第二当事者	25	1	1	15	8

## 時間別事故割合



## 交通安全〇×クイズ

- ① 自転車は歩道通行できる場合がある。
- ② 特定小型原動機付自転車は、歩道通行できる場合がある。

※ 特定小型原動機付自転車に関するリンク先→  
答えは、一番下に記載しています。



## 自転車等の交通事故防止のための規定の整備

2026年4月1日  
施行予定

2026年4月1日から

### 自転車への青切符の導入！ ～ 交通反則通告制度 対象は16歳以上！

自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度を導入すること等を内容とする「道路交通法の一部を改正する法律(令和6年法律第34号)」が令和8年4月1日から施行され、自転車の交通違反の取締り手続きが変わります。



反則金 6,000円

- 信号無視 (赤色等)
- 通行区分違反 (車道の右側通行・歩道通行等)



反則金 5,000円

- 一時不停止
- イヤホンの使用※



反則金 12,000円

- 携帯電話の使用等 (保持)



反則金 7,000円

- 遮断踏切立入り



反則金 3,000円

- 二人乗り
- 並進



酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転といった重大な違反は、反則行為に該当せず、これまでと同様に刑事手続きにより処理されます。

クイズの答え: ①...〇 ②...〇